

総社市介護予防・日常生活支援総合事業の改正について

1 算定・加算基準等の変更について

資料1「地域支援事業実施要綱の改正に伴う算定・加算基準等の変更内容一覧」及び平成30年度介護報酬改定後の訪問介護及び通所介護の取扱い等（厚生労働省通知）を十分御確認のうえ、算定をお願いします。

2 体制届の提出について

平成30年10月1日から加算を算定する場合（新たに設定される加算等を算定する場合又は既存加算の算定を変更する場合）の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び添付書類の提出の取扱いを次のとおりとします。

(1) 提出期限

平成30年10月12日（金）

- ※ 平成30年10月開始の場合の特例措置です。
- ※ 体制届等の新様式はホームページに掲載します。

(2) 改正に係る重要事項説明書の取扱い

平成30年10月からの利用開始者に対しては、改正を反映させた重要事項説明書を作成し、交付の上、説明をしてください。既存の利用者についても、改正を反映させた重要事項説明書（既存の重要事項説明書の一部差し替えとして、料金表のみでも可）を交付の上、説明してください。

3 介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表の改定について

加算の新設等に伴い、資料2「サービスコード表」が改正されます。内容を御確認いただき、単位数マスタを総社市ホームページに掲載しますので、各事業所において取り込みをお願いいたします。

【掲載ホームページ】

「http://www.city.soja.okayama.jp/tyouzyukaigo/kaigohoken_houkatusien/tanisuusmasuta.html」

4 メールアドレスの登録について

介護保険に関する各種情報提供について、電子メールの活用を促進します。

つきましては、下記の方法により、メールアドレスの登録をお願いいたします。

【メールアドレスの登録方法】

次のとおり、長寿介護課あてに電子メールの送信をお願いします。

登録を希望する事業所に対し1配信とします。

- 送信先メールアドレス：choju@city.soja.okayama.jp
- 件名：メールアドレスの登録（事業所名）
- 本文：事業所名，事業所住所，電話番号，FAX 番号